

地本は支社に対して八戸支部事務所の便宜供与を「労使間の取り扱いに関する協約」に則り申請しています!

地本は支社との間で、火災となった八戸支部事務所の損害賠償手続きを終えたことから、八戸支部組合員の活動と共済等の手続きを保証するため、支社に対して「労使間の取り扱いに関する協約」に則り、便宜供与として新たな八戸支部事務所を申請しています。

しかし、現時点において新たな場所の提示がありません。現在の「労使間の取り扱いに関する協約」は9月30日までの有効となっており、10月1日からは新たな協約になります。新たな協約では、便宜供与の組合事務所から支部の文言を削除する考えが会社から示されており、9月30日までに新たな事務所を確保できなければ、10月1日以降の事務所の確保は非常に難しくなります。

現在、新たな協約締結に向けた本部・本社間の団体交渉では、八戸支部事務所についても議論になっており、本社は「申請があれば会社としては物件があるかないか探すこと」「事務所の便宜供与の趣旨は、労働組合の実践を損ねないということ」との考えも示していることから、地本は引き続き、粘り強く支社に対して新たな場所の提示を求めています。

組合員の活動と共済等の手続きを保証するために事務所の存在は欠かせません。地本は本部及び八戸支部とも連携を強化しながら、9月中の八戸支部事務所の確保に向けて、鋭意努力致します。

会社から示された新たな協約の変更点(案) 組合事務所について

【現行 2021年9月30日まで有効】

(組合事務所)

第57条2 会社は組合事務所の使用につき、本部及び地方本部ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可する。

第60条2(1) 会社が当該会社施設を事業の用に供する必要がある場合。

【変更点 2021年10月1日以降】

(組合事務所)

第57条2 会社は組合事務所の使用につき、本部及び地方本部ごとに1箇所を上限として許可する。

3 組合は、前項に関わらず現に会社より許可を得て使用している組合事務所については第60条第2項第1号の要件に該当しない限り、使用する事ができる。

4 会社は第60条第2項第1号の要件に該当しない場合、第2項に関わらず、会社の施設を組合事務所として使用する事を許可する場合がある。

第60条2(1) 会社が当該会社施設を事業の用に供する必要がある場合又は業務上支障すると判断した場合。